

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省R4-11)

施策名	目標3-5 ダイオキシソ類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシソ類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシソ類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシソ類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水産基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	259	259	257	257
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	259	259	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	160	215	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 ダイオキシソ類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	○
		—	115	101	96	96	集計中	—	
		年度ごとの目標値	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	
	2 ダイオキシソ類に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	△
		大気	100	100	100	100	集計中	100	
		公共用水域(水質)	98.8	98.7	98.3	98.3	集計中	100	
		公共用水域(底質)	99.7	99.6	99.6	99.6	集計中	100	
		地下水質	100	100	99.8	100	集計中	100	
	土壌	100	100	100	100	集計中	100		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
	3 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	△
		—	539	573	587	593	598	601	
年度ごとの目標値	539	581	590	597	601				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  ○令和3年度のダイオキシソ類排出総量は、ダイオキシソ類を排出する事業者における、ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。また、令和3年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。
	施策の分析	○ダイオキシソ類の総排出量、事業分野別排出量ともに、目標達成に至っているが、引き続き排出量削減に向けた取組が必要である。 ○ダイオキシソ類の環境測定に関しては、概ね環境基準を達成している状況であるが、引き続きモニタリングの継続が必要である。 ○水域の生活環境動植物に対するリスク低減に向けた農薬対策については、新たに農薬登録基準の設定依頼がなされた農薬を随時目標数に加えてきたこと等から水産基準の設定が目標数にわずかに至っていないものの、着実に進捗してきた。

	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>  ○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。  ○農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b>  ○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画で定められた目標量により、引き続き評価を行う。  ○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定が迅速かつ的確に進捗しているか把握可能な指標として、引き続き「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)」を指標して評価を行う。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った(令和4年度)。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) ○各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果				
担当部局名	水・大気環境局 環境汚染対策室 農薬環境管理室	作成責任者名	鈴木清彦(環境汚染対策室長) 吉尾綾子(農薬環境管理室長)	政策評価実施時期	令和5年8月